中小企業信用保険法第２条第５項第５号（イ－② 売上高減少）に基づく認定について（通常）

この認定は、国が定める要件に基づき、大阪市長が行うもので、セーフティネット保証制度の利用資格となっています。

様式イ－②で認定申請できるのは、次に該当する方です。

・指定業種と非指定業種を兼業している場合

✤確認手順①　ご自身の営む事業が属する業種を、日本標準産業分類(令和５年７月改定)の細分類で確認

⇒(参考)総務省統計局ホームページ　https://www.soumu.go.jp/main_content/000941216.pdf

(参考)政府統計の総合窓口　https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10

✤確認手順②　その細分類が、経済産業大臣の指定する業種となっているか確認(指定業種リスト参照)

⇒(参考)中小企業庁ホームページ　https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

［認定要件］

次の①～③のすべての要件を満たすこと

①大阪市内に事業所（注１）を有すること。

②経済産業大臣の指定する業種を営んでいること。（✤確認手順②参照）

③最近３か月における指定事業の売上高等が企業全体の売上高等の５％以上を占めており、かつ企業全体と指定事業それぞれの最近３か月の売上高等が前年同期に比して５％以上減少していること。（下記算式による）

・下記算式により、（ｉ）から（ⅲ）までを満たすこと）

Ａ：最近３か月間の指定業種の売上高等

Ｂ：Ａの期間に対応する前年の指定業種の売上高等

Ｃ：最近３か月間の全体の売上高等

Ｄ：Ｃの期間に対応する全体の売上高等

（ｉ）　Ａ　÷　Ｃ　×　１００　≧　５．０％

（ⅱ）（　Ｂ　－　Ａ　）　÷　Ｂ　×　１００　≧　５．０％

（ⅲ）（　Ｄ　－　Ｃ　）　÷　Ｄ　×　１００　≧　５．０％

（注１）　法人の場合：本店所在地など登記上の住所地又は事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

個人事業主の場合：事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

（注２）最近３か月間：申請日の属する月の直前の３か月間を対象期間とします。

例）８月に申請する場合は、５・６・７月（ただし、７月が未集計の場合のみ、４・５・６月でも可）

［ 申請時の注意事項　］

・次ページに記載の提出書類認を必ずご確認ください。窓口申請において書類不足による再手続が増えております。

・不備がなければ認定書は即日交付します。郵便等による後日交付はできません。

［ その他　］

・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。

・ 本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。

・認定を受けた日から30日以内に、信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

・令和８年10月１日より、「認定申請書」「計算書」を更新します。10月以降の認定申請は更新後の様式を使用してください。なお、令和８年10月31日までは改正前の旧様式による申請も受付します。

［お問い合わせ先・受付窓口 ］

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課　（電話：０６－６２６４－９８４４）

〒541-0053 大阪市中央区本町１丁目４番５号　大阪産業創造館12階

【次ページの提出書類も確認してください】

［ 認定申請時の提出書類（**法人**） ］　**下記資料で確認できない場合は、事前にご連絡ください。**

提　出　書　類	説　　明
認定申請書 計算書	大阪市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000503431.html
大阪市内に事業所を有することが確認できる書類	申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」「企業名」「代表者名」が確認できるもの ○履歴事項全部証明書（写）（３か月以内のもの） （登記情報提供サービスで提供されるものは不可。）
認定の根拠となる 各月の売上高等を確認できる書類	別紙「計算書」に記載した各月の売上高等を確認できるもの（企業名表記あり） 当年度・指定業種分：○指定業種の売上高を確認できる試算表又は帳簿（※１） 当年度・企業全体　：○試算表又は非指定業種分の帳簿（※１） 前年度・指定業種分：○指定業種の売上高を確認できる試算表または帳簿 前年度・企業全体　：○前年度の決算書類一式 ○法人事業概況説明書（表裏）、試算表又は非指定業種分の帳簿（※１）の内、いずれか ※１：日々の売上台帳、仕訳帳、総勘定元帳、売掛帳、日計表など
業種確認表	売上高の多寡にかかわらず、営む全ての事業について、内容を記載してください。 作成時に事前に電話で申告していない事業（売上高）が明らかになった場合は、必ず申請前に大阪市あて再度電話で業種の確認をしてください。 大阪市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000503431.html
営む事業の内容を 客観的・詳細に確認できる書類	会社案内、会社パンフレット、ホームページ、製品カタログ、商品等が確認できるチラシや写真等から多種類。 許認可証、契約書、請求書、見積書等も持参してください。

［ 認定申請時の提出書類（**個人**） ］　**下記資料で確認できない場合は、事前にご連絡ください。**

提　出　書　類	説　　明
認定申請書 計算書	大阪市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000503431.html
大阪市内に事業所を有することが確認できる書類	申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」「企業名」「代表者名」が確認できるもの ○青色申告決算書（又は収支内訳書） ○確定申告書【第一表】（控用）（※２） ※２：直近のもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ○税務署受付が確認できるもの（受信通知、メール詳細等）
認定の根拠となる 各月の売上高等を確認できる書類	別紙「計算書」に記載した各月の売上高等を確認できるもの（企業名表記あり） ○当年度・指定業種分：指定業種の売上高を確認できる試算表又は帳簿（※３） ○当年度・企業全体　：試算表又は非指定業種分の帳簿（※３） ○前年度・指定業種分：指定業種の売上高を確認できる試算表又は帳簿（※３） ○前年度・企業全体　：試算表又は非指定業種分の帳簿（※３） （青色申告の場合は青色申告決算書（２ページ目）も可。） ※３：日々の売上台帳、取引先ごとの売上表など

個人については次ページも確認してください。

業種確認表	売上高の多寡にかかわらず、営む全ての事業について、内容を記載してください。 作成時に事前に電話で申告していない事業（売上高）が明らかになった場合は、必ず申請前に大阪市あて再度電話で業種の確認をしてください。 大阪市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000503431.html
営んでいる事業の内容を 客観的・詳細に確認できる書類	**会社案内、会社パンフレット、ホームページ、製品カタログ、商品等が確認できるチラシや写真等から多種類。** 許認可証、契約書、請求書、見積書等も持参してください。